

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2022年3月7日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒060-0006

住所 札幌市中央区北6条西24丁目1-30
YMビル

電話番号 011-644-8988

評価機関名 株式会社 吉岡経営センター

認証番号 北海道 No.21-001

代表者氏名 吉岡 高広



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	近藤 日出男	福祉医療保健	第0240号
	(2)	昔農 裕記	福祉医療保健	第0272号
	(3)	佐藤 みどり	総合	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	はやきた子ども園			
設置者名称	安平町			
運営者(指定管理者)名称	学校法人 リズム学園			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2021年11月5日	~	2022年3月7日	
利用者調査実施時期	年 月 日	~	年 月 日	
訪問調査日	2021年12月14日			
評価合議日	2022年1月17日			
評価結果報告日	2022年3月7日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

株式会社 吉岡経営センター

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：学校法人 リズム学園

代表者氏名：理事長 押見 俊哉

所在地：〒061-1424 恵庭市大町4-1-11

TEL 0123-33-2541

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

- 子どもたちが、教育理念である「自らを生きる」に基づく主体的な活動が出来るよう、自然や生き物に触れる機会を増やし、また、親子参加での園庭づくりや、農林業の体験学習など、物事の仕組みや成り立ちを一から学ぶことが出来るような環境が整備されている。
- 情報の管理においてアプリを積極的に活用し、職員間で迅速に情報の共有が図れるよう工夫されている。
- ホームページやSNS、各種アプリを活用し、保護者への報告や情報発信、相談や要望の受け付けなどを密に行えるよう注力している。
- 学年ごとにサイクルを定め、定期的に指導計画の評価や見直しを実施しており、子どもの状況や変化に応じたきめ細かな対応を行っている。

◇改善を求められる点

- 中長期経営計画と連動した事業計画の策定が望まれる。
- 総合的な人事管理として、人事考課や目標管理などによる組織の活性化が望まれる。
- 一部、個別の規程やマニュアルに記載が不十分な箇所がある。
 - ・子どものプライバシー保護や権利擁護に関する記載
 - ・保健衛生管理マニュアルにおける食品の管理体制、食中毒予防の体制に関する記載

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価の受審により、園の取り組みの特性や長所、また、課題も改めて感じる事ができた。保護者のみならず、地域により開かれた園としての運営を目指し、情報公開について、より丁寧に行っていきたい。また、各マニュアルについても、目に見える形で示すことにより、共通理解を深め、安全安心に受け入れる体制を整えていきたい。今回の評価や課題を教職員で共有し、より良い教育/保育を目指し取り組んでいきたい。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 3 年 11 月 5 日

経営主体 (法人名)	学校法人 リズム学園		
事業所名 (施設名)	はやきた子ども園	事業 種別	保育所
所在地	〒 059-1501 勇払郡安平町早来大町 1 5 6-1		
電 話	0145-22-2510		
F A X			
E-mail	hayakitako@yahoo.co.jp		
U R L	https://hayakita-kodomoen.jp/		
施設長氏名	福田 剛		
調査対応ご担当者	福田 剛	(所属、職名： はやきた子ども園 園長)	
利用定員	150 名	開設年	平成 23 年 4 月 日
理念・基本方針： 教育理念：自らを生きる 教育目標： 1. 命を大切にする子ども 仏／慈心不殺 2. 正しい生活を営める子ども 法／仏道成就 3. よりよい生活を作り出す子ども 僧／正業精進			
施設・事業所の特徴的な取組： ・親子参加での園庭づくりや農林業体験など、地域交流や地域の社会資源を積極的に活用した活動 ・ホームページやSNS、アプリを活用した職員間での情報共有や保護者へのこまめな情報発信 ・自然や生き物と接する機会を増やし、子どもたちが主体的に活動できるような環境整備			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0 回	(平成 年度)
開所時間 (通所施設のみ)	7:15～18:00 (休日も同じ)		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業 (定員○名)

- ・一時預かり
- ・一時保育
- ・休日保育
- ・子育て支援
- ・放課後児童保育

【利用者の状況に関する事項】（令和 3年 11月 5日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	0名	20名	34名	32名	39名
5歳児	6歳児	合 計			
48名	0名	173名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(令和 3年 11月 5日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	教頭、副園長	事務長	事務員
常勤	32名	1名	2名	1名	1名
非常勤	34名	名	名	名	名
	保育教諭	保育士	保育士補助	看護職員	OT
常勤	15名	3名	3名	1名	名
非常勤	6名	6名	13名	名	1名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	名	名	5名
非常勤	2名	名	2名	名	4名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	18 名 (13 名)
幼稚園教諭	15 名 (6 名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	1,715.314	m ²	
(2) 園庭面積	1,520.00	m ²	
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行って外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	23	年
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 2 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

30 人

・ボランティアの業務

- ・園庭の整備
- ・行事の準備、片付け、補助

【実習生の受け入れ】

・令和 2 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 2 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・Webでのアンケート調査（年1回）
- ・懇談会での意見の聴き取り調査、アンケート
- ・PTA役員会への職員参加による意見聴取

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（はやきた子ども園）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	園としてペーパーレス化を推進している中、理念、基本方針は、保護者専用Webサイト及び職員専用Webサイトを活用し、「はやきた子ども園のせいかつ」のサイト内で理事長のコメントとともにわかりやすく明文化され周知されている。また、園のホームページにも掲載し、内外に対し周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	安平町の教育計画や人口ビジョンに基づき、今後の子育て世代のニーズを把握した上で分析している。具体的な取り組みとしては、定期的な学園内の園長（校長）会議や教育委員会とのコミュニケーションにおいて、業界を取り巻く環境や経営状況について情報交換を行い、内部及び外部環境を把握・分析している。また、教育及び保育内容、組織体制、設備の整備、職員体制、人員配置、人材育成、財務状況等の現状把握及び分析を適切に行うとともに予算に関しては職員を巻き込み、管理・把握されている。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	園の経営課題については法人本部と連携をして抽出し、解決に向けた取り組みが実行されている。施設内の床の劣化対応は、教育委員会と協議したり、利用者増によるバスの運行区域の見直しを内部で協議するなど経営課題に対する具体的な取り組みを進めており、収支についても月次決算資料に基づき、状況を把握して園運営を実践している。また、課題解決に向けては、学校長、保護者、教育委員会等で構成されている学校運営協議会でも協議する体制を整えている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	中長期経営計画の主な内容は「資金収支計画」と「設備投資計画」となっており、令和3年からの5ヶ年計画となっているが、「利用者の視点」、「業務改善の視点」、「人材育成の視点」を交じえマイルストーンを設定し、PDCAサイクルを回せる構成とすることにより、職員にとっても身近で機能する計画となることを期待したい。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	事業計画は、「新規事業」、「継続事業」、「検討課題」の3つで構成され、実現可能性も高いものになっている。しかしながら中長期計画とリンクしているとは言いがたい。今後は、中長期経営計画をブラッシュアップした上で具体的な行動計画を盛り込むことで職員への見える化を期待したい。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a 事業計画の策定にあたっては、職員の参画や意見の集約・反映の仕組みがあり機能している。年1回、全職員向けにアンケートを行い、集計調査及び面談を実施した上でPDCAサイクルを回す体制を整えている。また、その内容を職員会議等で共有している。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a 入園説明会や保護者懇談会にて、事業計画や方針について園長・担任から説明を行っている。また、毎月発行の園便りや毎日の写真と文書を伴った活動報告により園運営への理解も促している。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	年に一度、保護者評価を実施し、職員にも同項目で実施した後、質に関する課題の把握が行われ、得られた結果は会議等で協議し改善に結びつけている。また、評価結果については全保護者に周知し、学校運営協議会にて報告している。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	評価結果については職員間で分析し、改善内容について保護者に周知している。職員会議では、改善策についての具体的な対応を協議しているも具体的な行動計画までには至っていない。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	組織図に具体的な役割や職務が明記されており、いつでも確認できるようにデータで共有している。また、年度当初や月1回の職員研修の際に、園の方向性や方針を職員に伝えることで理解を図っている。また、園長は自らの責任と園の使命を職員に伝え、コミュニケーションを図りながら職員がのびのびと業務に打ち込めるよう支援している。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	コンプライアンス関連の研修に参加し、指針に基づいた教育編成会議を行う際に理解を深め、園内職員研修でコンプライアンスをはじめパワハラ、虐待等について学び、職員の理解を深めている。また、公益通報者の窓口を設置し、相談体制も整えている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園長含む管理者は、役割を分担しながら円滑な園運営と事業の推進に邁進している。園内にとどまらず地域への貢献を見据えた活動がなされており、視野の広さと子どもたちへの思いにより職員を牽引している。また、園長は日々の観察、職員会議やミーティングへの参加などにより現場の現状把握に努めている他、外部研修会への職員の参加など、質の向上に意欲的に取り組んでいる。

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	園長含む管理者は、法人内の他の事業所と連携して人事・労務の適正な運用を図り、毎月の収支分析や事業計画の点検を行い、健全経営に努めている。また、令和3年11月5日現在、定員数150名（実利用者173名）、職員数64名と規模が大きく、職員の確保及び適正配置に関して、毎年苦慮されているも、今年度においても充足した配置が行われている。更に、職場環境や処遇面においても配慮され、毎年、職員の定着率の向上へとつながっている。
----	--	---	---

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	個々のスキルアップを支援するため、上級免許取得奨学金や、免許・資格がない職員には幼稚園教諭または保育士取得奨学金を制度化し、定着率の上昇に取り組んでいる。また、ホームページを更新していきながら園で大切にしていることや様子をわかりやすく見やすく周知することで新規求人募集と雇用に繋げている。結果、本年度は新卒採用として8名確保した実績を残す。
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	複線型のキャリアパスフレームが策定され、個々の能力、希望、求められる能力に沿ったキャリアアップの仕組みが構築されている。また、同一労働同一賃金の対応も細やかに実現されている。今後は、その仕組みを最大限に発揮できるように人事考課や目標管理などの評価制度を導入することで更なる組織の活性化を期待したい。
○			
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員に対し次年度の就業確認の前に就業状況や意向をシステムを介してWEBで回答してもらい、個別に面談をしながら意向や要望を確認し、最適な提案・アドバイスをしている。また、個々の技術習得または資質向上のために取り組む私的活動を推奨し、それに対する特別手当や特別休暇を付与することで働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	外部システムを活用した電子コンディション診断による自身の指標に基づいたアドバイス結果を基に、面談を通して個々の状況を把握している。また、定期的に個別に助言や指導をしながら保育目標や達成度の確認、個別のケアをしている。今後は、組織として、職員一人ひとりの育成に向けた「目標管理」の仕組み作りを期待したい。
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	研修計画が策定され、該当する職員が研修に参加できるよう配慮し、研修案内は、園内、学園全体に共有アプリで配信され、希望者が進んで参加できるようになっている。また、「研修及び研究会参加等に係る旅費細則」を策定し、研修参加費や研修旅費に関する基準も明文化されている。

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	園の指定及び認定研修は、規則に基づき就業の一環として参加する機会を確保しているも基本的には、自主性に任せている状況にある。今後は、設定しているチーム目標を柱に職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されることを期待したい。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	令和2年度は、コロナ禍で2名の受け入れにとどまるも年間を通して日程調整を行いながら積極的に受け入れている。事前のオリエンテーションや実習期間中の振り返りなど、研修内容や実践についての交流を図り、学生の育成に努めている。また、実習生には、「子ども園で過ごすときのお願い」を渡し、職員もそれを熟知した上で標準化された取り組みが実践されている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	地域開放事業や、支援事業、地域交流などを通して、地域の方々にも子ども園を知ってもらう機会を作ったりチラシを配ったりと広く情報公開している。また、ホームページでは、動画や画像を多く取り入れ、視覚的にも雰囲気や伝わるよう工夫されている。今後は、事業報告、苦情報告、園評価などについて、関係各位だけでなくホームページなどを通じ外部に対し広く公開される仕組みづくりを期待したい。
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	経理規程、専決規程の運用を遵守するとともに定期的に内部監査を実施し、外部監査として税理士の指導を定期的に受けている状況にあるが、内部統制の構築にまでは至っていない。今後は、不正防止の仕組み作りや内部監査体制の強化が期待される。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域開放事業としての園庭の開放や、モノづくりなどのイベントを通じた地域の団体の方々との交流、畑や牧場での体験学習など、地域との繋がりを大事にしながら連携を図っている。
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアに対する基本姿勢は明文化されており、異世代間交流のメリットについても双方の視点から明示されている。ボランティアの方に対する園の方針の説明もわかりやすく文書化されている。コロナ禍により直近の受け入れ実績は滞っているものの、例年は行事に学生ボランティアを募り、参加してもらったり、職業体験として小中高校の受け入れを積極的に行っている。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	地域の関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示したリストや資料は未整備だが、保健師を含めたケース会議等、関係各所との連携を密に行っており、児童の保護や子育て支援事業の情報を提供するなどして保護者のサポートを行っている。今後は、体系的なリストの整備などにより職員間の情報共有の迅速化を期待したい。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	支援センターでの活動を通じて、親子で遊べる機会や、保護者同士が交流できる場、悩みを相談できる機会などを設け発信することにより、地域の具体的な福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	支援センターでの活動を通じて把握できた地域の福祉ニーズに対し、親子参加での園庭整備、地域の方による演奏会、保護者企画のイベントなど、保護者や地域と共に作り上げる活動を積極的に進めている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	園の教育理念や教育目標に子どもを尊重した基本姿勢が明示されている。また、職員会議や職員研修を通じて理念等の共有の徹底が図られている。また、アドバイザーの定期的な来園や研究図書の閲読などの取り組みも行われている。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	子どものプライバシー保護に関する個別の規程・マニュアルは未整備だが、コンプライアンス研修の資料やボランティアへの説明資料などの中でプライバシー保護の考えに関して記載されており、職員やボランティアへの理解の浸透は図られている。今後は、個別の規程・マニュアルの整備により職員への一層の意識の浸透を期待したい。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	町内および近郊へのパンフレット配布（年数回）や、ホームページやSNSでの情報発信を積極的に行っている。園見学は随時受付しており、主に管理職や子育て支援担当が同行しながら説明・対応している。また、各家庭の状況に応じて、説明や資料（しおり）を渡している。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	入園時の同意書の取得については「入園等申込事務取扱要領」に定められており、園の生活や方針について動画やスライドでの説明を行っている。 変更時には毎月配布している園便り「相依」やアプリにて情報提供を行なっている。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	保育所等の変更に関する具体的な規程等の明文化された定めはなく、引継ぎの記録はないが、保育所変更となる事例自体は少なく、個人記録を基に正確な情報の引継ぎに努めている。今後は、保育所等の変更事例の発生を想定した規程や体制の整備を期待したい。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	年1回、全保護者を対象に学校評価アンケートを実施し、運営に関しての保護者の理解度、満足度を把握し、改善に努めている。アンケート結果は職員会議の議事録にも記録されている。また、保護者や地域、教育関係者と園の近況報告、意見を聴取出来る場（懇談会や学校運営協議会等）を設けており、利用者満足の上昇へ園全体として意欲的に取り組んでいる。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	第三者委員の設置など苦情解決の体制は苦情処理規程により整備されている。 園内で発生した苦情や要望に対しては、口頭、電話、メールで受け付けており、迅速かつ組織的に対応している。 口頭での意見についてはその都度、管理職と相談し即時に解決できるよう対応している。 また、月刊の園だよりにもその内容と対応策について掲載しており、きめ細やかな対応ができる体制が整っている。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	入園時の面談や定期的な懇談、保育参観を通して相談や意見を伝える機会を作るとともに、普段から保護者との信頼関係を築く努力をし、いつでも相談しやすい雰囲気を作るよう努めるなど保護者等への周知も徹底されている。相談の際は、内容に応じて個別に対応出来るスペースを用意し、プライベートに配慮し聴き取りを行っている。未満児クラスでは育児担当制によって担当者が決まっていることで意見を伝えやすい環境を整えている。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者からの相談や意見に対しては、情報をまとめた上で迅速に職員間で連絡し「Slack」や「Trello」といったアプリにて情報共有を図っている。また、職員会議や職員研修の中においても情報共有および報告を随時行う対応をしている。駐車場での安全性に関する意見があった事例では、保護者および職員に対するアンケートを実施し、町も含め対応策を開示するなど、組織的かつ迅速な対応が出来ている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	事故や災害時の対応は危機管理マニュアルに包括して定められている。事故報告書は全職員が閲覧可能であり、ヒヤリハットの事例もアプリを活用して情報共有されており、職員会議や研修を通じて危機管理に対する意識の醸成が図られている。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	感染症予防や発生時の体制整備については危機管理マニュアルに記載があるが、責任と役割が明確になっていない。職員への周知徹底においては、看護師を配置し年に数回、職員研修で実践を伴いながら感染症予防対策を講じている。また、適時必要な際には看護師によるアプリを活用しての情報共有、発生時の対処の仕方を確認し、即時に対応出来るよう体制を整えている。なお、新型コロナウイルス発生時の対応を定めたフローチャートでは役職者の責任と役割が明記されているので、今後は、危機管理マニュアル上の感染症全般への対応についても同様の記載を追加するなど明文化と周知徹底を図られたい。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	災害時の対応については危機管理マニュアルに定められている。年間の災害時避難訓練計画があり、火災、地震、不審者発生における実践的な訓練を段階的に行っている。また、消防署と連携を取り、子どもたちと一緒に消防訓練を行ったり、実際に災害食を食べ、災害食の存在、その味などを体験する機会を設けている。災害に備えて定期的に設備点検を行い、災害を想定して落下等の危険がないよう園内の環境を整え、避難経路を塞がないようにしている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	大別して2歳児以下と3歳児以上に分けて、基本的な保育の方針を示したマニュアルが作成されており、それらに基づいて年間の各年次の計画が策定されている。今後は、子どものプライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢などを明文化し職員への周知・徹底がなされることを期待したい。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	年度末や新年度の職員会議にて、標準的な保育の実施方法に関しルールやマニュアルの変更の必要性を確認することになっているが、実際は年度が変わるごとに学年別の年次の指導計画の中で変更や修正が施されており、見直しに対する検証については不明瞭である。今後は、定期的な検証や見直しを組織的に実施できるような仕組みづくりを期待したい。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b 全体的な計画に基づき指導計画が作成され、指導計画を基に保育を実施しているが、都度子どもの様子に合わせて活動を変えるなど臨機応変に策定できるよう努めている。 2歳以下は年間を3ヶ月ごと4期に区分し、3歳以上は2ヶ月ごと6期に区分し指導計画を作成している。 子どもひとり一人に合わせたアセスメントと指導計画を作成しているが、今後は、それらの仕組みや体制を明文化した規程等の整備を期待したい。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a 2歳以下は年間を4期に、3歳以上は6期に区分し指導計画を作成しており、各期が終わるごとに計画と実施された保育の内容を照合し振り返る中で評価や見直しを図っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 個々人の指導計画及びその記録については、2歳児以下は「個人指導計画」、3歳児以上は「指導要録」と統一された様式に詳細に記入されている。また、日々の保育および活動記録は保護者向けの情報共有アプリや掲示板でも共有されているだけでなく、毎日の終礼や職員間会議・研修でも全体周知が図られている。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b 個人情報の取扱いについては「個人情報保護基準」に規定されている。パソコンに格納されているデータはパスワードが設定され、関係者以外はアクセス出来ないようにされている。書類は所定の場所で管理されているが、具体的な取り扱い方法を明文化された規定がない。また、情報開示を求められた際の手続きの詳細については規定がない。今後は、これらの取扱いや手続きに関する規定の整備を期待したい。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	全体的な計画は教育方針、教育理念、教育目標をもとに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、乳児の3つの視点「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という保育所保育指針の趣旨を捉えて作成している。地域子育て本部、地域子育て支援室を設けて地域性を生かした子育て支援が実施できるよう作成している。学年主任を中心に教育方針、行事、役割分担等話し合い課題を出して評価、改善を行っている。職員全体で共有できるようわかりやすい表現の工夫に取り組んでいる。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	園内は各箇所観葉植物が置かれて、テーブル、椅子等は園所有の北進の森の木材で作っている。玄関ホールには薪ストーブがあり温かい空間となっている。パーティション、ロフトも木製で木のぬくもりの中で心の安定につながる環境づくりをしている。室内は温度、湿度、換気が心がけ明るい保育環境となっている。各部屋には音の刺激をおさえるため吸収ボードを取り付けている。ウッドデッキは保護者や子どもたちと一緒に作っている。光が入りみんながゆったり過ごせる場所となっている。
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	子ども一人ひとりを受容するために、否定的な言葉がけではなく促しの声かけを保育で大切にしている。「走らないで」ではなく「歩こうね」など言葉だけではなく表情でも伝えるよう職員間で統一している。育児行為はすべて言葉で伝えてから丁寧に援助をして子どもが見通しを持ち安心できるようにしている。

<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など）は育児行為マニュアルをもとに、乳児には、これから子どもがすることを言葉で伝え子どもの不安を取りのぞき行為と言葉がつながるようにしている。0歳児の食事は子どもに合わせてテーブルや椅子を調整している。発達段階に合わせて手洗いの仕方をわかるように絵で示したり5歳児は時計を表示したり子どもが見通しを持って自主的に行われるようにしている。年齢児ごとに基本的な生活習慣習得に向けて援助している。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが主体的に活動できるように、子どものやってみることが出来る環境づくりをしている。園庭はより楽しく遊ぶために子どもたちで遊具のルールを考え表示を作っている。また、子どもたちでいろいろなすべり台を調べて考え、土をみんなで盛り上げてすべり台を作っている。園庭は子ども、保護者、地域の方々と創りだしみんなが楽しめるようにしている。園所有の北進の森では自然の中でいろいろな生物や素材に触れ自分なりに工夫して遊ぶなど子どもの生活と遊びを豊かに展開できるようにしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>0歳児は子ども園敷地内に新設した「ゆきだるま保育園」に移行している。0歳児は育児担当制を取り入れ主に食事、睡眠、排泄などの援助を行い子どもとの信頼関係を築いている。子どもとのかかわりを大切にしたりゆったりとした環境の中で保育が進められている。にぎる、押す、つまむ、回す、引っばるなど生活動作につながる指先の遊びを多く取り入れている。保護者とは日々のコミュニケーションを大切にするとともに連絡帳（アプリ）では生活面を中心に記入し連絡ノートは子どもの成長を伝えている。離乳食は栄養士と連携して対応している。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育は、子どもの主体性と身辺自立を目指した保育を心がけ養護と教育が一体的に展開できるように年間指導計画でおさえている。応答的なかかわりの中で保育士との信頼関係を深めながら、自然を感じられる活動やリズム、歌、手遊びなど友達と一緒に表現したり共有したりしている。身体を動かせる場所や一人遊びコーナーなど環境の設定をしている。2歳児は生活、午睡、遊びの場と部屋を分けていて子どもが安心して生活や遊びができるよう配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>学年経営案で「目指すべき姿」や「力を伸ばすための取り組み活動」などおさえて月カリキュラムを立て子どもの遊びや活動を展開し課題等の見直しを行っている。保育室はロフトを設置している。ままごとコーナーは毛糸が置いてあり子どもが自由に発想できるようにしている。カプラコーナーや絵本コーナーなど自分たちで選んで遊べる空間になっている。5歳児は今日の予定と1週間の予定を掲示して見通しを持って自分たちで活動できるようにしている。電子黒板を使用して活動してきたことの振り返りを行っている。活動の一連の様子を保護者にわかるように写真で掲示している。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>障害のある子ども、配慮を必要とする子どもの対応では、特別支援コーディネーターや特別支援専門師、作業療法士と連携して子どもの発達状況や課題等の話し合いを学年担任と行っている。個別指導計画を立て子どもの状態に応じた保育ができるようにしている。保護者とは、送迎時や必要に応じて面談を行い子どもの発達状況等の情報を共有している。今後、障害のある子どもの発達を支えるために特別支援コーディネーターを中心とした支援体制を整えていくことが期待される。</p>

<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳児以上は午睡をしていないため、14時以降に幼稚園利用の子どもに合わせて帰りのあいさつを行っている。その後、学年担任は預かり担当者と交替している。子どもの状況に応じてゆったり過ごせるような配慮や日中の活動が継続できるよう引継ぎを行っている。アプリや無線を活用して学年担任と預かり担当者の情報共有をしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>当園は園の中に児童館があり小学校は隣接している。子ども園、児童館、小学校が一体となって子どもの育ちをつなげていくことができる体制を整えている。スタートカリキュラムにおいては、小学校との連携を強化するため「幼児期に育ってほしい姿」を共有するなど小学校教員と共通理解を深めている。園の子どもと小学生との交流は年に1回、1年生が校内を案内した後、集団遊びをするなどの機会を設けている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>	<p>保健部に保健係を設けて体制を整えている。連絡帳（アプリ）を使い子ども一人ひとりの体温、健康状態について保護者と連携を取っている。保健だよりを発行して流行しやすい伝染病など健康に関する情報を保護者に伝えている。乳幼児突然死症候群（SIDS）はチェック表をもとに0歳児は5分おき1歳児は10分おきに仰向け、うつぶせ、横向き寝など確認してチェックを行っている。AEDを使って心肺蘇生訓練を行っている。職員にはSIDSに関する知識を周知している。今後は定期的にSIDSの実地訓練を行い、心肺蘇生する人、救急車を呼ぶ人、保護者に連絡する人、救急車に持っていくものなどすぐに対応できるようにしていくことが期待される。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断・歯科健診の結果は紙ベースで保護者に渡している。診断結果は職員会議で職員に報告するとともにアプリで周知している。歯磨き指導などはイラストを使って子どもに関心が持てるようにしている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>0歳児～2歳児までは園で調理した給食を提供している、3歳児～5歳児までは町の給食センターによる学校給食を提供している。3歳児以上のアレルギー疾患のある子どもに対しては給食センターと面談をして学校管理生活指導表を提出している。弁当対応マニュアル、安平町食物対応マニュアルをもとに適切な対応を行っている。給食担当者、学年担任、保護者でアレルギーの確認を行っている。年度当初にアレルギー疾患、慢性疾患について職員研修をしている。アナフィラキシーに関して子どもの生命を守る観点からエピペンが取り扱われるよう実地訓練を行っている。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>菜園活動は、子どもたちの作りたい料理から植える野菜を考えている。土起こし、草取り、水やりも子どもたちで協力して行っている。肥料は園庭の馬糞を使い雑草は馬の餌にしている。畑の活動から食の循環を学んでいる。5歳児は田植え活動を行い農家から稲をもらい、田起こし、田植え、稲刈りをして、そのもち米でもちつきをするなどの体験をしている。保護者にわかるように一連の田植え活動を掲示している。自らが意欲を持って食にかかわる体験を積み重ねている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>b</p>	<p>3歳児～5歳児までは学校給食を提供しているため、町の給食センターが衛生管理の体制を整えて、食について学校、子ども園と全体の情報を把握しながら子どもがおいしく安心して食べられるようにしている。0歳児～2歳児までは園で調理した給食を提供しているため、子どもの食事の様子を見ながら献立、調理の工夫をしている。今後、子どもが安心して安全に食べることができるよう衛生管理を目的としたマニュアル等を整備し組織内の体制を確立していくことが期待される。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	送迎時には保護者とのコミュニケーションを大切にするとともに、連絡帳（アプリ）、連絡ノートで子どもの様子を伝え合っている。活動の様子を写真等で毎日クラス配信している。子ども一人ひとりの様子は月1回、個別配信している。クラス懇談、保育参加は年1回行い保護者との相互理解を図っている。親子ふれあいデーは年2回土曜日に開催して親子で参加し他の親との交流をしている。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	子育てに有効な機関等の情報提供はアプリ（町のホームページ等）で発信している。管理職から特別支援専門師等いろいろな職員に相談できる体制を整えている。地域子育て本部、地域子育て支援室を設けて保護者の相談、情報提供、子育て講座などを行っている。保護者との相談内容は非常勤職員含めて全職員がアプリで情報を共有できるようにしている。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応については、虐待防止マニュアルをもとに虐待発見シートで確認を行い虐待予防に努めている。町役場、小学校、教育委員会等と連携体制を整えている。虐待等権利侵害に関する基本知識などの研修は全職員に実施している。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育実践の振り返りとして「子どもの育ちを支える視点」では学年経営案で学年の保育課題、子どもの実態、環境構成など見つめ直し方向づけをしている。期ごとに反省、評価をして次の期につなげている。「学び合いの視点」では外部講師による園内視察や研修会を行い保育内容、保育環境に関する助言等を受けている。「自らの保育を捉える視点」では年1回職員の自己評価を行い、結果は会議で職員と共有し保護者にはおたよりで発信している。また、評価結果の分析や課題の洗い出しを行い、それらを踏まえた改善の取り組みは次年度の保育計画策定の際に反映されている。